また、施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的とし、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、現道拡幅一部バイパス案、申請案より北側を通過する案の3案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が中位であるものの、土工バランスが良く施工延長が最も短いことなどから施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

○中部地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月七日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

道路の種類　一般国道

路線名　四十一号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高山市一之宮町字下流三六三七番一から同市一之宮町字下流三六三六番一まで	前	四七・六〇～五四・〇〇（メートル）	〇・〇一二（キロメートル）
	後	四七・六〇～五四・〇〇（メートル）	〇・〇一二（キロメートル）

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、一関市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県一関市役所

第6　収用又は使用の手続が保留される起業地

岩手県一関市花泉町涌津字下吉田並びに永井字南小茂、字大沢田、字西狼ノ沢、字内之目及び字東狼ノ沢地内

○中部地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月七日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	高山市一之宮町字下流三六三七番一から同市一之宮町字野添三四四六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月七日

○近畿地方整備局告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月七日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　大津湖南都市計画道路事業三・三・十四号片岡栗東線

三　事業施行期間　自平成二十九年十二月七日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　滋賀県守山市勝部五丁目字下小福寺及び字上小福寺、勝部四丁目字上中ノ町及び字山科並びに千代町字西浦、字小持田、字貝田、字道具、字守、字高田及び字正田地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議案提出

十二月五日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪外十七名提出）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一外十五名提出）

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（古屋圭司外十八名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

要求書受領

十二月五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

古屋圭司外十八名

議案送付

十二月五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

旅館業法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案